新潟市告示第 440 号

新潟市老人福祉センター横雲荘使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、新潟市老人福祉センター横雲荘使用料の徴収事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年5月30日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市江南区横越中央1丁目1番2号	新潟市江南区横越中央1丁目1番2号
新潟市老人福祉センター横雲荘	横越コミュニティ協議会
	会長 佐藤 正明